



米国電子渡航認証システム ESTA (Electronic System for Travel Authorization)

2009年1月12日からビザ免除プログラムを利用し、無査証でアメリカに入国する場合、電子渡航認証システム (ESTA) を事前に認証登録する必要があります。

対象者は米国に短期商用・観光目的 (90日以内) で渡航予定のビザ免除プログラム参加国のすべてのビザなし渡航者でアメリカ経由 (通過) で第三国に渡航する場合も必要となります。

渡米目的に適した有効なビザを所持して渡米する場合は、ESTA 申請は必要ありません。

ESTA 登録はアメリカへ渡航する際、日本 (搭乗地) のチェックイン時に確認されます。

登録していない場合は搭乗することができません。

なお、2009年1月12日以降 ESTA 登録を完了していても当面の間は I-94W (ED カード) も必要です。

弊社でお渡しした、又は航空会社で配布された I-94W を必ず入国審査時にご提示下さい。

また、ESTA はビザではありません。あくまでも仮の事前入国審査であり、入国の可否の最終決定は入国審査官 (CBP) にあります、ESTA は登録日から2年間有効です。

登録時にパスポートの有効期限が2年未満の場合はパスポートの有効期限までが有効となります。

新しいパスポートを取得した場合、氏名、性別、国籍に変更があった場合、「はい、又はいいえ」の ESTA の質問に対する回答に変更があった場合は新しく登録し直す必要があります。

(ESTA 渡航認証を受けた後、目的地の住所や旅行日程に変更があった場合は、申請者は情報を更新することもできますが、義務ではありません。また、更新しなくても渡航に問題はありません。)

GTセンターでの ESTA 代理登録について

お客様ご自身で認証を取得して頂くことが基本ですが、弊社にて代理登録も可能です。

弊社で代行登録する際はパスポートコピーと ESTA 登録質問書が必要になります、詳しくはお問合せください。

ご不明な点がございましたら下記のホームページアドレスを参照にされるか、

弊社までお問合わせ下さい。